

日EU・EPA大枠合意における 農林水産物の概要① (EUからの輸入)

平成29年7月
農林水産省

○ 農林水産物市場アクセス分野

農産物関連

米	1
麦	2
麦芽	3
砂糖	4
でん粉	5
脱脂粉乳・バター	6
ホエイ	7
チーズ	8
乳製品分野	9
豚肉	11
牛肉	13
牛肉・豚肉関連分野	15
鶏卵/鶏肉/軽種馬/天然はちみつ	17
競走馬	18
飼料分野	19
豆類、こんにゃく、茶	20
園芸関連品目	21

果実・野菜分野	22
主な加工食品	23

林産物関連

林産物	24
-----	----

水産物関連

水産物	26
-----	----

米

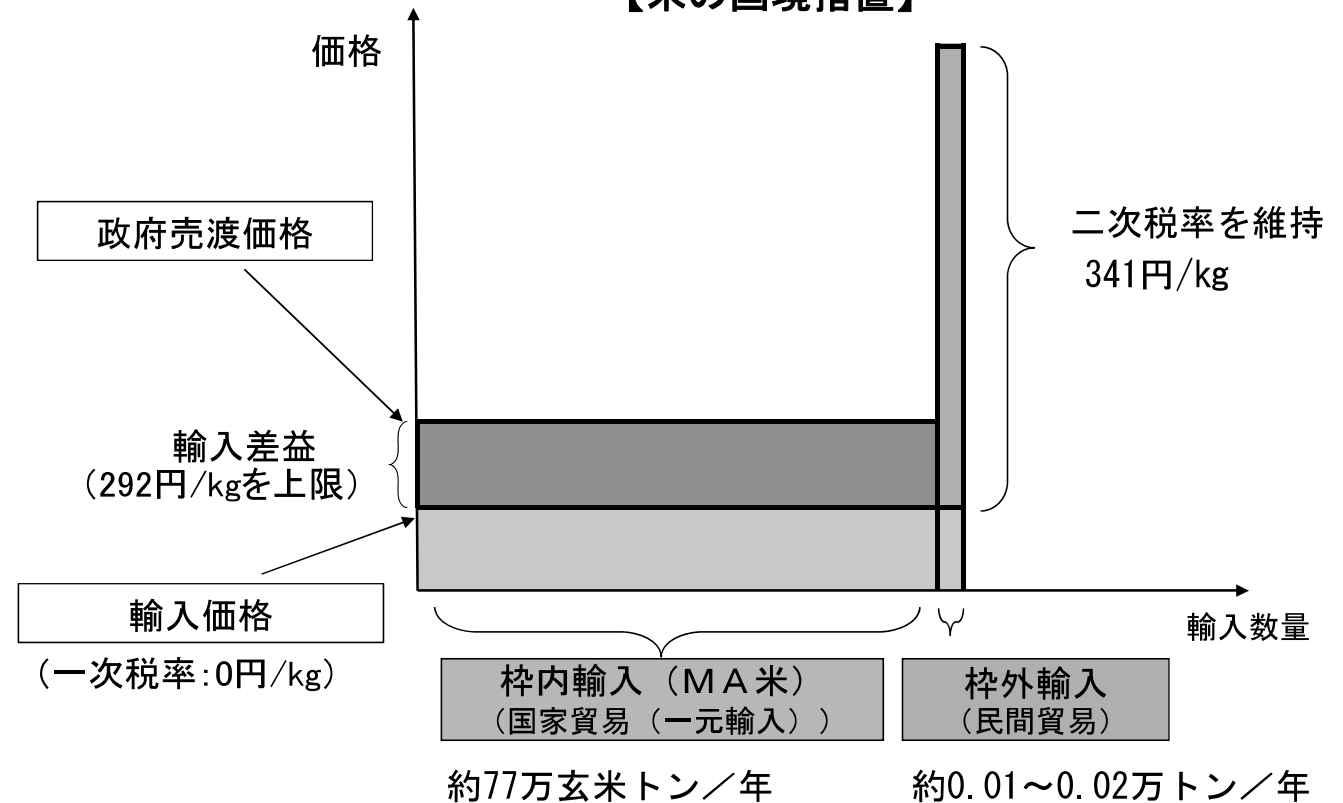
- 米・米粉等の国家貿易品目や、原料に米を多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【米の輸入量】

全世界	77万トン
米国	38万トン
タイ	37万トン
豪州	0.7万トン
中国	0.3万トン
EU	0.01万トン (0.01%)

(注)平成28年度のMA輸入契約数量及び
枠外輸入数量(玄米トン)。

【米の国境措置】



- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。

- (例) ・ 育児用穀物調製品 : 24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
 ・ 飼料用調製品2品目 : 12.8%、36円/kg → 段階的に6年目に撤廃又は即時撤廃
 ・ 朝食用シリアル2品目 : 11.5% → 段階的に8年目に撤廃

麦

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ごく少量の関税割当枠(EU枠)を設定(国家貿易・SBS方式)。
- 小麦粉調製品については、関税割当枠(EU枠)を設定し、輸入量を管理。
- パスタ(マカロニ・スパゲティ)、ビスケット等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保。

【国境措置】

- ・国家貿易制度を維持(無税+マークアップ)
 - ・枠外税率を維持(小麦:55円/kg、大麦:39円/kg)
- 維持

【現行輸入量(2012-14年平均)】

食糧用小麦
525万トン

うちEUからの輸入量:6千トン(シェア0.1%)

食糧用大麦
22万トン

うちEUからの輸入量:0.1千トン(シェア0.1%)

ごく少量(総輸入量の約0.005%)の関税割当枠(EU枠)を設定(国家貿易・SBS方式)
[枠数量]小麦200トン→270トン(7年目)、大麦30トン(即時)
(枠内マークアップを段階的に9年目までに45%削減)

※飼料用小麦・大麦については、食糧用への横流れ防止措置を講じた上で、マークアップを徴収しない民間貿易に移行。

主な小麦製品の合意内容

	現行税率	合意内容	輸入量(2012-2014平均)	
			世界	EU
いった小麦、小麦粉等 (国家貿易品目)	85円/kg ～ 134円/kg	【関税割当】 [枠数量]3.8千トン→4.4千トン(6年目) [枠内税率]枠内無税+マークアップ [※] (枠外税率は維持)	3.9千トン	2.8千トン
小麦粉調製品	16% ～ 28%	【関税割当】 [枠数量]12.4千トン→17.2千トン(6年目) [枠内税率]枠内無税 (枠外税率は維持)	107千トン	8千トン
マカロニ・スパゲティ	30円/kg	段階的に11年目に撤廃	136千トン	83千トン
ビスケット	13%～20.4%	段階的に6～11年目に撤廃	19千トン	6千トン

【マカロニ・スパゲティ(2012-14年平均)】

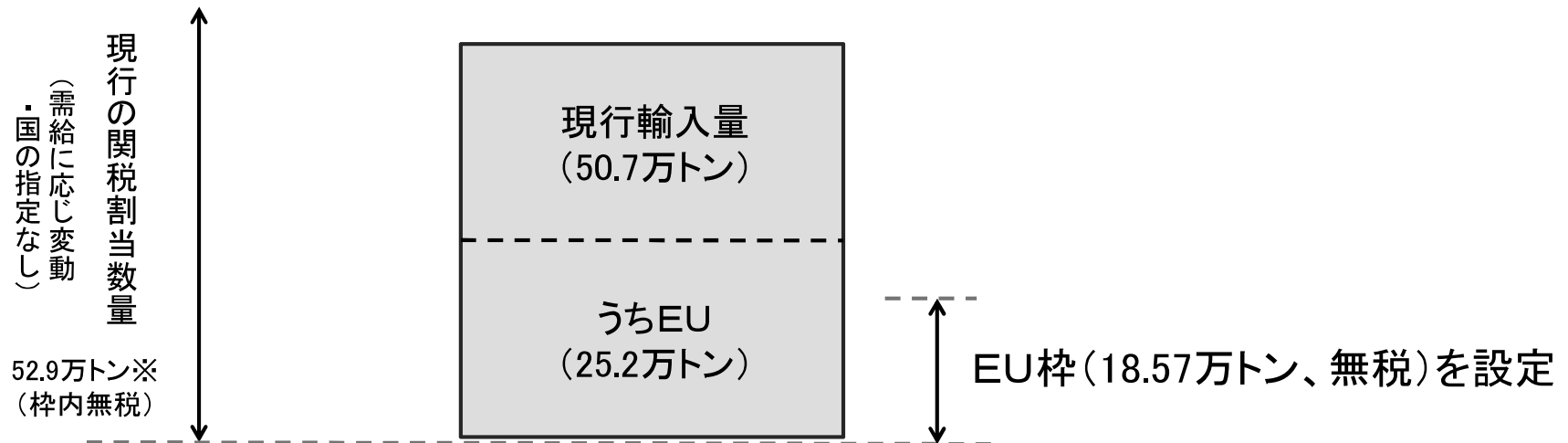
国内製造 16.4万t(55%)	輸入(EU) 8.3万t (28%)	輸入(トルコ、米国等) 5.3万t (17%)
【原料デュラム小麦】		
カナダ 21.4万t(99.8%)		米国400t(0.2%)

出典:輸入量は財務省「貿易統計」、マカロニ・スパゲティの国内製造量は農林水産省「食品産業動態調査」。

麦芽

- 現行の関税割当制度（枠内無税）、枠外税率（21.3円/kg）は維持。
- EUからの現行輸入実績（25.2万トン）を下回る18.57万トンのEU向けの関税割当枠（EU枠：無税）を設定。

枠数量



※ 2012－2014年度の平均

麦芽の輸入量(2012－2014年度平均)

全世界	うちEU
50.7万トン	25.2万トン

出典：貿易統計（財務省）

砂糖

- 現行の糖価調整制度(輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るための制度)を維持。
- 新商品開発用の試験輸入に用途限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
- 砂糖を含む製品に原料として用いられる加糖調製品については、世界からの輸入量が多く、砂糖との競合がより大きい品目については、関税割当枠(EU枠)を設定し、輸入量を管理。
- チョコレート菓子などの製品やココア調製品については、段階的に11年目に関税撤廃。

1. 粗糖・精製糖

【国境措置】

粗糖:0円/kg(関税)+38.2円/kg(調整金)
精製糖:21.5円/kg(関税)+53.5円/kg(調整金)

※調整金は2016年7月～9月の額(四半期毎に変動)

維持

現行輸入量(2012-14年平均)

粗糖・精製糖
1,391千トン

うちEUからの輸入量:1.5千トン(シェア0.1%)

試験輸入に用途限定した関税割当
(無税・無調整金):0.5千トン

2. 加糖調製品等

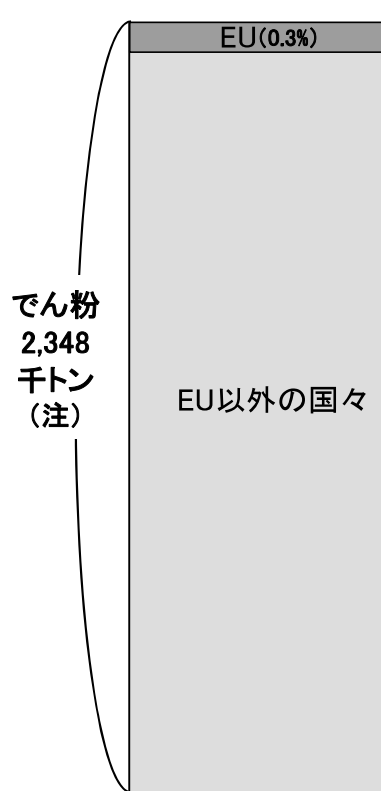
	現行 税率	合意内容	輸入量 (2012-14(貿易統計))	
			世界	EU
粉乳調製品 (含糖率50%以上)、 ソルビトール調 製品、加糖餡等	23.8% ～ 29.8%	【関税割当】 [枠内数量] 0.1千トン→0.13千トン(11年目) [枠内税率] ・粉乳調製品: 29.8%→17.9%(11年目) ・ソルビトール調製品: 29.8%→17.9%(11年目) ・加糖餡:無税(即時) ※枠内税率は一例	362.8 千トン	0.2 千トン
粉乳調製品 (含糖率50%未満)	28%	【関税割当】 [枠内数量] 3.5千トン→7.0千トン(11年目) [枠内税率] 28%→14%(即時)	23.6 千トン	4.5 千トン
チョコレート菓子	10 %	段階的に11年目に撤廃	28.8 千トン	10.4 千トン
ココア調製品	28% ～ 29.8%	段階的に11年目に撤廃	80.0 千トン	5.8 千トン

でん粉

- 現行の糖価調整制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- 全てのでん粉種を対象に、近年の輸入実績相当の関税割当枠(EU枠)(6,400トン→7,150トン(6年目))を設定
(枠内税率0～25%)
- 糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉は、
 - ① 価格競争力のある加工食品用等は無税(即時)
 - ② 片栗粉用等については、国産ばれいしょでん粉の購入を条件として輸入する場合に無税(即時)

【現行輸入量(2014-2016平均)】

＜現在のEUからのでん粉の輸入状況＞



WTO枠					枠外	合計
種類	ばれいしょでん粉		その他のでん粉種			
区分	糖化・化工 でん粉用	糖化・化工 でん粉用以外	糖化・化工 でん粉用	糖化・化工 でん粉用以外		
税率	無税 ＋調整金	25%	無税 ＋調整金	16%, 25%	119円/kg	
輸入量 (2014-2016平均)	6,247トン	54トン (沖縄特別枠)	130トン	651トン	292トン	7,374トン

＜EUと合意した関税割当枠＞

出典：貿易統計

EU枠					
種類	ばれいしょでん粉			その他のでん粉種	
区分	糖化・化工 でん粉用	糖化・化工でん粉用以外		糖化・化工 でん粉用	糖化・化工 でん粉用以外
		加工食品用 等	片栗粉用等		
税率	無税 +調整金	無税	国産ばれいしょ でん粉の購入を 条件(国産1:輸 入3)として無税	無税 +調整金	0～25%
枠数量	6,400トン → 7,150トン (6年目)				

注：コーンスターチ用とうもろこしを
でん粉換算したものを含む。

出典：農林水産省地域作物課調べ、貿易統計

脱脂粉乳・バター

○脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内。

既存のWTO枠

- 農畜産業振興機構(ALIC)による輸入(国家貿易)
- 約束数量 13.7万トン(生乳換算)
(対象品目:脱脂粉乳、バター、ホエイ等)
- 枠内税率
脱脂粉乳 25%、35%+マークアップ(*1)
バター 35%+マークアップ(*1)

+

脱脂粉乳、バターが
不足している場合に実施

追加的な輸入

- 農畜産業振興機構(ALIC)による輸入(国家貿易)
- 輸入量:不足分
(追加輸入の実績)

(生乳換算、万トン)

年 度	2014	2015	2016
脱脂粉乳・ バター	18.8	15.6	13.6

既存のWTO枠

今後も継続
(変更せず)

+

EU枠

- ユーザー、商社等による輸入(民間貿易)
- 枠数量 (生乳換算)
12,857トン→15,000トン(6年目)
(脱脂粉乳・バター等(*2)の合計)
- 枠内税率(段階的に削減)
脱脂粉乳 25%、35%+130円/kg → 25%、35%(11年目)
バター 35%+290円/kg → 35%(11年目)

(*1)ALICの入札によって決定される額。最近5年間のマークアップは、脱脂粉乳88円/kg～280円/kg、バター284円/kg～649円/kg。

(*2)脱脂粉乳・バター等には、全粉乳、バターミルクパウダー、加糖れん乳を含む。

ホエイ

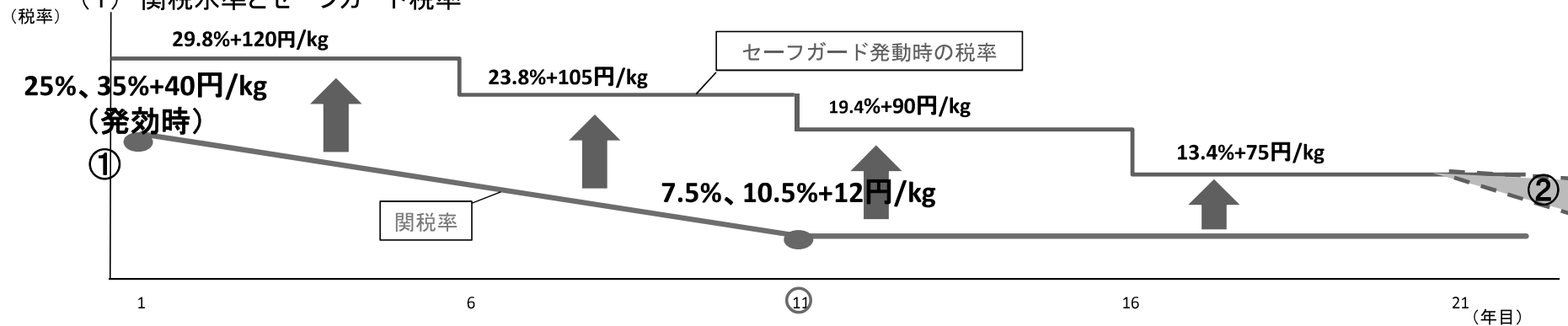
○脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、関税削減にとどめ(TPPでは関税撤廃)、11年目以降もTPPにおける初年度の関税水準の3割を維持。

○輸入急増に対するセーフガード※を確保。

(※ 21年目の発動数量:8,011トン(脱脂粉乳の国内生産量の6%弱の水準))

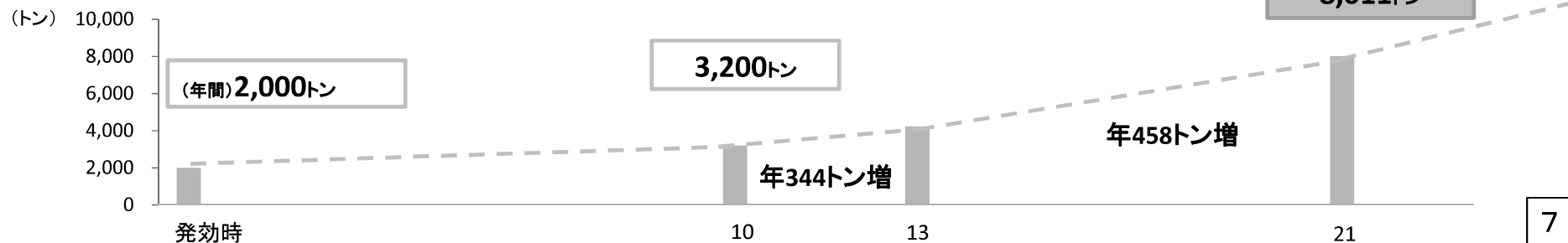
ホエイ(たんぱく質含有量25-45%)

(1) 関税水準とセーフガード税率



- ① 発効時の関税水準は、H26～H28の3年間の平均輸入価格(292円/kg)で換算すると113～142円/kg程度
発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25%、35%に加えてマークアップを徴収 (H23～27年の5年間では59円～255円/kg)
現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kg、687円/kg
- ② 21年目以降のセーフガード税率
・毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減
・3年間発動がなければ終了

(2) セーフガードの発動数量



(注) 脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

チーズ

- ソフト系チーズは、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含め、一括して関税割当に留め、
枠数量は、国産と輸入を含めた国内消費の動向を考慮して、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。
- 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ（乳脂肪
45%以下）等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長い撤廃期間を確保（段階的に16年目に撤廃）。
- プロセスチーズ原料用チーズの国産抱き合わせ無税の関税割当制度は維持。

（１）関税割当の対象となるチーズ（ソフト系チーズ）

チーズの種類		TPPでの 合意内容	現行関税	枠数量及び 枠内税率	枠外 税率
ナチュラルチーズ	クリームチーズ(乳脂肪45%以上)、 モッツアレラ等	関税維持	29.8%	▪ 枠数量 20,000トン（初年度） →31,000トン（16年目） 〔 17年目以降の枠数量は国内 消費の動向を考慮して設定 〕	現状 維持
	ブルーチーズ	関税削減	29.8%		
	熟成チーズのうち、ソフトチーズ (カマンベール等)	関税維持	29.8%		
ナチュラルチーズ を加工したチーズ	シュレッドチーズ	関税撤廃	22.4%	▪ 枠内税率 段階的に16年目に撤廃	
	おろし及び粉チーズ(プロセスチーズ)		40.0%		
	プロセスチーズ	関税割当	40.0%		

（２）関税撤廃の対象となるチーズ（ハード系チーズ）

チーズの種類		TPPでの 合意内容	現行関税	税率
ナチュラルチーズ	クリームチーズ（乳脂肪45%以下）	関税撤廃	29.8%	段階的に16年目に撤廃
	熟成チーズのうち、ハードチーズ （チェダー、ゴーダ等）		29.8%	
ナチュラルチーズ を加工したチーズ	おろし及び粉チーズ（ナチュラルチーズ）		26.3%	

（３）現行のプロセスチーズ原料用チーズ

現行制度	合意内容
「国産抱合せ要件付き関税割当制度」 ※国産品の使用を条件に無税輸入（主にチェダー、ゴーダ等）を認める制度（国産品：輸入品＝1：2.5）	現行制度 維持

乳製品（脱脂粉乳、バター、チーズ以外）

乳製品の種類	現在の関税率	合意内容	輸入量	
			(2012年～2014年 平均)	うちEU
全粉乳・ バターミルクパウダー	国家貿易：25%～35%+マークアップ 枠外：25.5%+612円/kg、 29.8%+396円/kg等	・関税割当の新設（EU枠） 枠内数量：5,242トン→15,940トン（11年目、生乳換算） （製品 全粉590トン→1,793トンに相当（11年目）） 枠内税率：抱合せ無税（国産（全粉）：輸入＝1:3） 用途：チョコレート原材料用	99トン	総計：9トン オランダ：7トン フランス：2トン
無機質濃縮ホエイ 乳幼児用ホエイ ホエイパーミエイト	国家貿易：25%、35%+マークアップ 関税割当：無機質25%、35%、 乳幼児用10% 無機質濃縮ホエイ 枠内数量：14,000トン 乳幼児用ホエイ 枠内数量：25,000トン 枠外：29.8%+425円/kg等	・関税割当の新設（EU枠） 無機質濃縮ホエイ 乳幼児用ホエイ ホエイパーミエイト } 6,200トン→9,400トン（11年目）、 枠内税率：25%、35%→0%（6年目） 枠内税率：即時関税撤廃 枠内税率：即時関税撤廃	13,262トン (*1)	総計：4,929トン(*1) オランダ：2,101トン ドイツ：1,527トン
無糖れん乳	関税割当（枠内数量：1,500トン）： 枠内25%、30% 枠外：25.5%+509円/kg等	・関税割当の新設（EU枠） 枠内数量：780トン→2,500トン（6年目） 枠内税率：即時撤廃	1,507トン	総計：517トン ドイツ：118トン オランダ：164トン
PEF（調製食用脂）	関税割当（枠内数量18,977トン）： 枠内25% 枠外：29.8%+1,159円/kg	・既存の関税割当の枠内税率を段階的に11年目までに80%削減、残りの税率(5%)を21年目に撤廃	17,052トン (*2)	総計：4,107トン (*2) オランダ：3,101トン ベルギー：953トン
その他の乳製品 （乳成分が全重量の30% 以上） 牛乳、ヨーグルト、粉ミルク、 粉乳調製品、バター調製品 等	関税割当（枠内数量：133,940トン （生乳換算））：枠内12%～35% 枠外：29.8%+679円/kg等	・既存の関税割当の枠内税率を段階的に11年目までに10～75%削減	17,834トン	総計：1,482トン オランダ：784トン ベルギー：664トン

*1：無機質濃縮ホエイ、乳幼児用ホエイの合計。*2：関税割当枠内での輸入量。

乳製品（脱脂粉乳、バター、チーズ以外）

乳製品の種類	現在の関税率	合意内容	輸入量 (2012年～2014年 平均)	うちEU
アイスクリーム・氷菓	21.0%～29.8% (アイスクリーム) 21.3%～29.8%(氷菓)	・アイスクリーム：段階的に6年目までに63%～67%削減 ・氷菓：段階的に11年目に撤廃	8,849トン	総計：1,679トン ベルギー：988トン フランス：450トン
フローゼンヨーグルト	26.3%、29.8%	・段階的に11年目に撤廃	132トン	総計：3トン イタリア：3トン
無糖ココア調製品 (2kgを超える容器入り、コ コア粉が全重量の10%以 上)	21.3% 抱合せ無税関税割当 (国産：輸入：1:2.6)	・関税割当を新設 ① 枠内数量：580トン(即時)、枠内税率：21.3%→10.6%(11年目) ② 枠内数量：440トン→1,300トン(11年目)、枠内税率：抱合せ無税 (国産(全粉)：輸入＝1:3)	25,165トン	総計：2,384トン フランス：1,083トン オーストリア：545トン
加圧容器入りにした ホイップドクリーム	25.5%(4類)	・段階的に6年目までに関税撤廃(即時で50%削減)	193トン	総計：193トン ベルギー：120トン イタリア：73トン
乳幼児用粉ミルク (小売用、乳成分が全重 量の30%未満)	21.3%、23.8%(加糖)	・段階的に11年目までに50%削減	2トン	総計：0トン
低脂肪調製食用脂	21.3%	・関税割当を新設 枠内数量：360トン→560トン(11年目) 枠内税率：21.3%→10.6%	4,368トン	総計：3,343トン オランダ：584トン デンマーク：218トン
乳糖、カゼイン、ミル クアルブミン	8.5%、5.4%、2.9%	・即時撤廃	86,978トン	総計：28,272トン ドイツ：13,006トン オランダ：10,681トン

豚肉

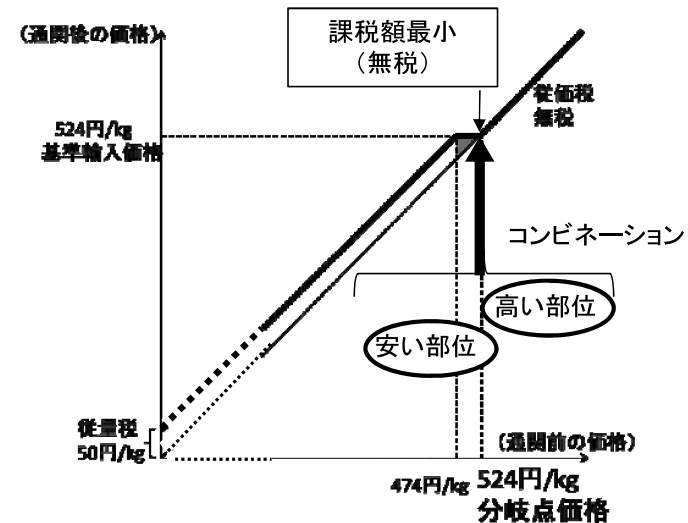
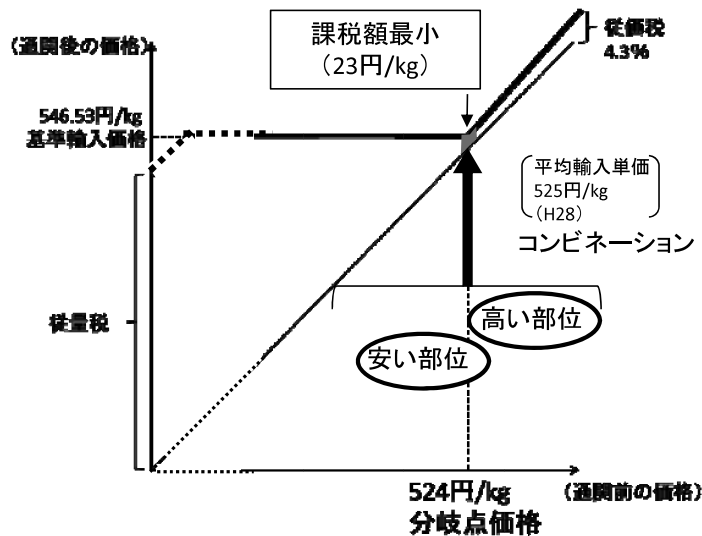
- 差額関税制度を維持(分岐点価格(524円/kg)を維持)。
- 長期の関税削減期間(10年)と輸入急増に対するセーフガード※を確保。
- ※ 従量税削減部分の発動基準数量 5年目:63,000トン→10年目105,000トン

【現行】

- 豚肉の差額関税制度は、平均単価が分岐点価格524円/kgの豚肉が最も課税額が低くなることが特徴。
- このため、安い部位と高い部位を組み合わせ、通関価格を524円/kg付近に調整する「コンビネーション輸入」がほとんど(近年の平均課税額23円/kgもこのことを裏付け:524円/kg×従価税率4.3%≒23円/kg)。

【関税削減最終年度】(10年目)

- 関税が発効後10年目に従量税50円/kg・従価税無税に削減されるが、引き続き「分岐点価格で課税額が最小になる」仕組みは維持されており、基本的にはコンビネーション輸入が行われると想定。
(50円/kgの従量税は、近年の平均課税額23円/kgの約2倍)



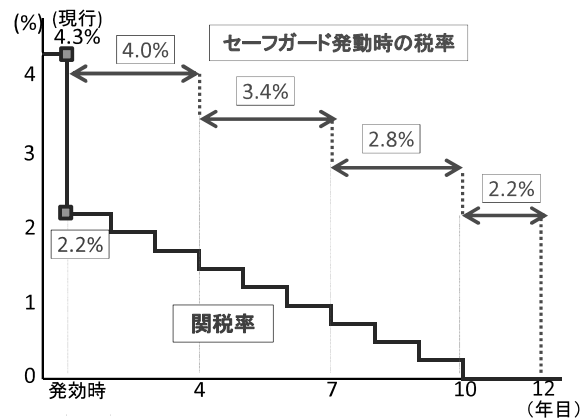
注: 差額関税制度下では、安い部位と高い部位と組み合わせるコンビネーション輸入が経済的に最も有利。コンビネーションを組む中で安い部位も一定量は輸入されるが、高い部位の需要を超えてコンビネーションを組んで輸入すると、高い部位の在庫リスクが生じるため、結果として安い部位の輸入を抑制する効果。

セーフガードの仕組み

- 11年目までは、輸入急増や極めて安価な豚肉の輸入が一定以上行われた場合に、従量税を100～70円/kgに、従価税を4.0～2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを確保。
(TPP協定の豚肉セーフガードと同様の仕組み)

1. 従価税部分

①関税水準とセーフガード発動時の税率



②セーフガード発動数量

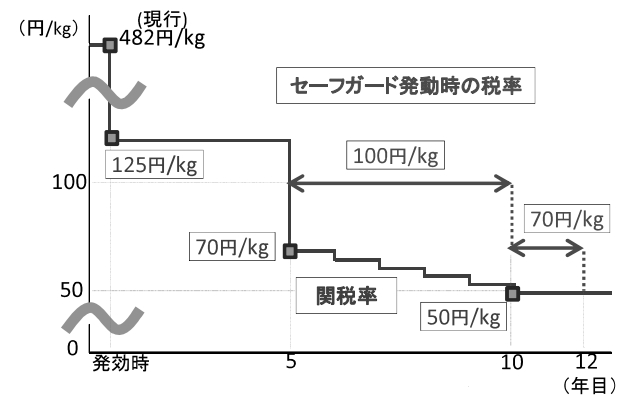
過去3年間の輸入量(注)の最高値に以下の割合を乗じた値を超えた場合に年度末まで関税を引上げ

1-2年目	3-6年目	7-11年目
112%	116%	119%

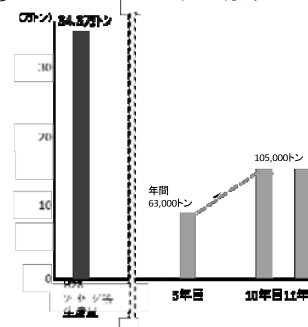
(注)4年目までは全輸入量、
5年目以降は399円/kg以上の輸入量。

2. 従量税部分

①関税水準とセーフガード発動時の税率



②セーフガード発動数量



※近年のソーセージ生産量(原料は極めて安価な輸入豚肉が大半)の3割程度で発動。(発動期間は年度末まで)

(注) 399円/kg以上の部分の発動数量は、1. 従価税の②と同じ仕組み(発動後税率のみ上記①を適用)

(参考)
・TPP国からの全世界への輸出量(H26～28): 273万トン
・EUから域外への輸出量(H26～28): 187万トン < 7割

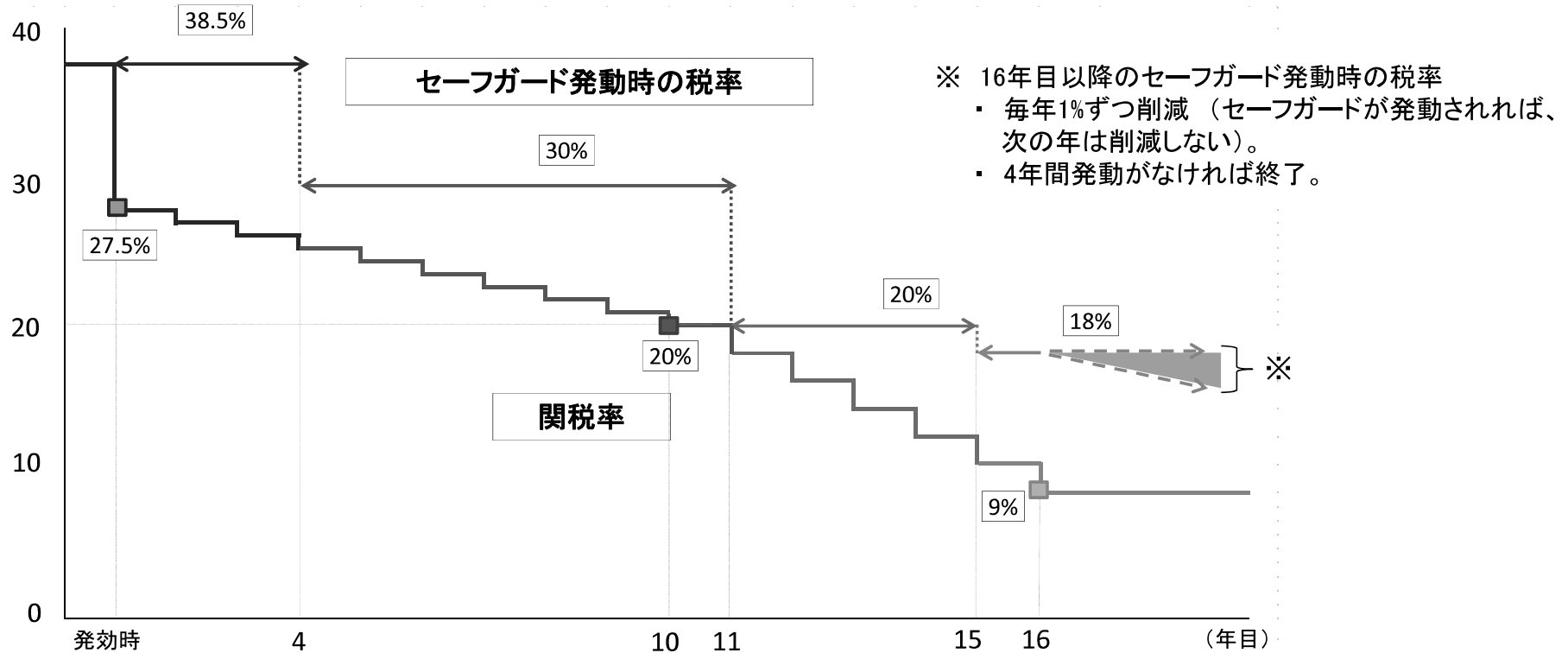
- EU加盟国には現行の関税緊急措置に代わり当該セーフガードを適用。

牛肉

○ 関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量 初年度:43,500トン→16年目:53,195トン。

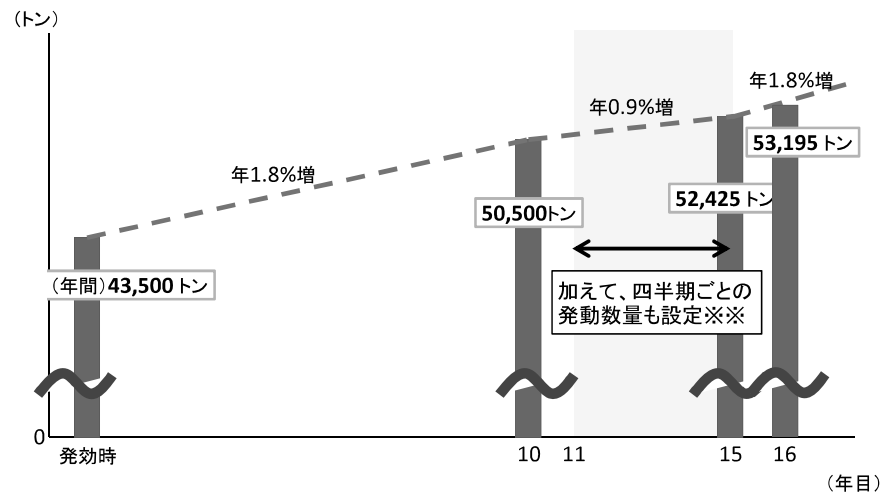
関税水準とセーフガード発動時の税率



セーフガード

- EU産牛肉については、
① 牛肉の輸入自由化以降、最大でも985トン（平成27年度、全輸入量の0.2%）しか輸入実績がなく、現時点では我が国での競争力は高くないと考えられること
② 我が国から距離が離れており、消費期限との関係から、船便では冷凍牛肉しか輸入できないことから、当面EUからの輸入量は限定的と見込まれるが、念のため、セーフガードを確保。
（TPP協定の牛肉セーフガードと同様の仕組み）

EU28か国からの合計輸入量が発動数量を超えた場合、年度末まで（※）セーフガードの税率を適用



※ 2月、3月に超えた場合は、適用期間はそれぞれ45日、30日（年度を越えて適用）
※※ 年間発動数量の1/4の117%を超えたら、90日間適用

【牛肉輸入量の推移】

年度(平成)	3	8	13	14-24	25	26	27	28
EU (シェア)	324トン (0.1%)	88トン (0.01%)	19トン (0.003%)	実績なし	92トン (0.02%)	324トン (0.1%)	985トン (0.2%)	576トン (0.1%)
(参考) 全輸入量	33万トン	61万トン	61万トン		54万トン	52万トン	49万トン	53万トン

※※※ 平成13年にEUでのBSE発生により、平成24年度まで輸入実績無し。

(参考)
・ TPP国からの全世界への輸出量(H28): 279万トン
・ EUから域外への輸出量(H28): 21万トン

8%

○ EU加盟国には現行の関税緊急措置に代わり当該セーフガードを適用。

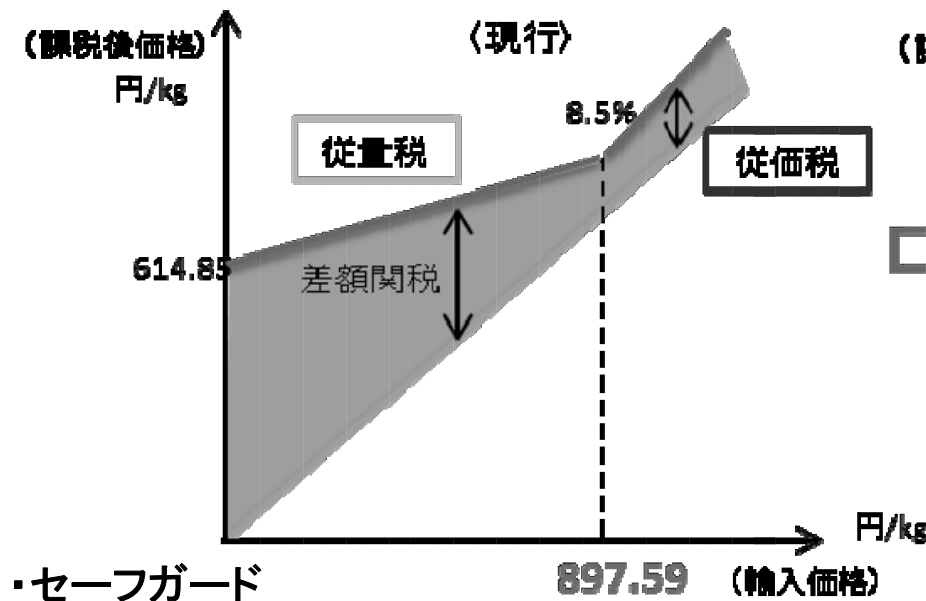
その他の牛肉・豚肉関連分野(1/2)

品 目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近年)	輸入量 (2014～2016年 平均)	うちEU
牛肉臓 (ハラミ等)	12.8%	・初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し13年目に撤廃	(ハラミ、サガリ) 0.3万トン	2.7万トン	総計:0.02万トン アイルランド:0.01万トン
牛タン	12.8%	・初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃	0.1万トン	3.5万トン	総計:0.05万トン アイルランド:0.03万トン
牛肉30%未満の調製品	21.3%	・毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃	統計なし	0.0万トン (541トン)	実績なし
塩蔵、乾燥、くん製牛肉及び牛肉粉	161.50円/kg	・毎年同じ割合で削減し11年目に80.75円/kg(▲50%)に削減	統計なし	0.0万トン (9.5トン)	実績なし
その他牛肉関連 (牛生体、肝臓、その他調製品等)	(牛生体) 38,250～63,750円/頭 (牛肝臓(冷凍)) 12.8% (その他調製品等) 10～50%	・毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃	(肉用牛) 飼養頭数 248万頭 (牛肝臓) 0.4万トン (コンビーフ) 0.1万トン(※2015年)	(牛生体) 1万頭 (牛肝臓(冷凍)) 0.1万トン (その他調製品等) 0.8万トン	(牛生体) 実績なし (牛肝臓(冷凍)) 総計:0.0万トン(0.3トン) オランダ:0.0万トン(0.3トン) (その他調製品) 総計:0.09万トン フランス:0.07万トン
豚肉調製品(ハム・ベーコン等差額関税のもの)	差額関税	・初年度▲50%とし、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃 ・セーフガードあり。【次頁参照】	23.0万トン (プレスハム 含む)	1.0万トン	総計:0.4万トン イタリア:0.3万トン
豚肉調製品(ソーセージ等差額関税でないもの)	10～20%	・毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃	(ソーセージ) 31.1万トン	(ソーセージ) 3.9万トン (その他) 17.9万トン	(ソーセージ) 総計:0.4万トン デンマーク:0.2万トン (その他) 総計:1.5万トン オランダ: 0.7万トン デンマーク:0.4万トン
豚の冷蔵の内臓、肝臓(冷凍)	8.5%	・毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃	10万トン	0.0万トン(65トン)	実績なし
豚の冷凍の内臓	8.5%	・初年度4.2%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し8年目に撤廃		2.4万トン	総計:0.2万トン スペイン:0.09万トン オランダ:0.06万トン
子豚	8.5%	・即時撤廃	(豚) 飼養頭数 931万頭	104頭	総計:90頭 デンマーク:61頭 フランス: 29頭
成豚(差額関税)	差額関税	・毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃		575頭	総計:238頭 デンマーク:108頭 オランダ: 62頭

その他の牛肉・豚肉関連分野(2/2)

- ハム・ベーコン等差額関税の豚肉調製品については、11年目までは、輸入急増の場合に、関税を発効前の45～85%に戻すセーフガードを確保。
(TPP協定のセーフガードと同様の仕組み)

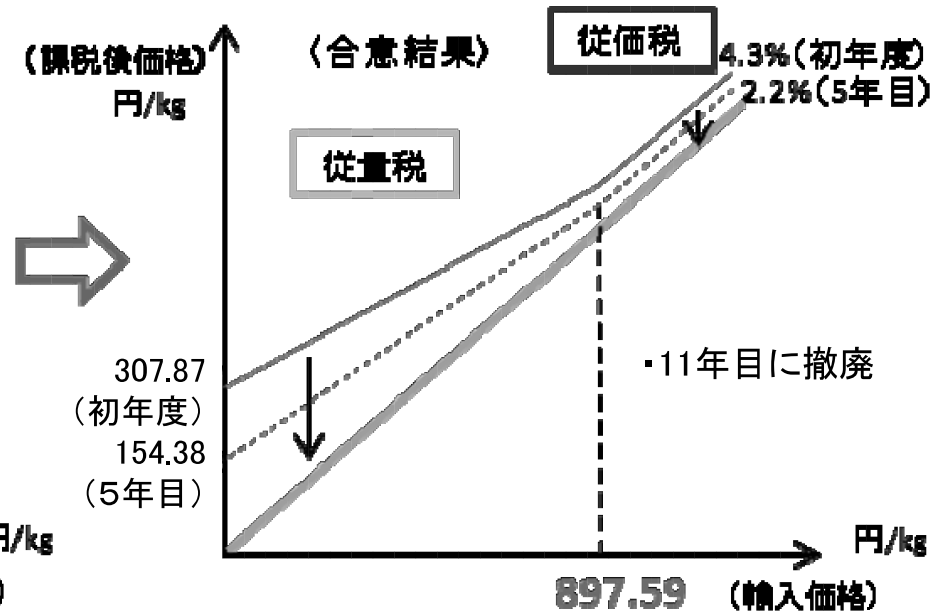
【ハム・ベーコン等差額関税の豚肉調製品】



【発動基準】

過去3年間の輸入量の最高値に下表の割合を乗じた値を超えた場合に、年度末まで関税を引上げ

1-2年目	3-6年目	7-11年目
115%	118%	121%



【発動後の税率】

1～4年目	5～9年目	10～11年目	12年目
発効前の85%	発効前の60%	発効前の45%	廃止

鶏卵・鶏肉・軽種馬・天然はちみつ

品 目		現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近年)	輸入量 (2012～2014年 平均)	うちEU
鶏 卵	殻付き卵	17%～21.3%	- 冷蔵・冷凍のものについては、段階的に13年目に関税撤廃 (発効時に20%削減し、6年据え置きの後、 7年目から段階的に13年目に関税撤廃) - その他のものについては、段階的に11年目に関税撤廃	鶏卵:256万トン (2016年)	0.2万トン	総計:0.002万トン ドイツ:0.002万トン
	全卵又は卵黄	18.8%～21.3% 又は48～51円/kg	- 全卵粉については、段階的に13年目に関税撤廃 (発効時に50%削減し、6年据え置き後に7年目に25%削減し、 6年据え置き後に13年目に関税撤廃) - その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃		2.9万トン	総計:0.05万トン ドイツ:0.02万トン ラトビア:0.01万トン
	卵 白	8%	即時関税撤廃		9.4万トン	総計:7.1万トン オランダ:2.7万トン イタリア:2.7万トン
鶏 肉 等	鶏肉	8.5%、11.9%	- 基本的には、段階的に11年目に関税撤廃 - ただし、冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉(丸鶏及び骨付きもも肉を除く。) については、段階的に6年目に関税撤廃	鶏肉:152万トン (2015年)	43.8万トン	総計:0.06万トン デンマーク:0.03万トン フランス:0.02万トン
	鶏肉調製品	6%、21.3%	- 牛・豚の肉を含むものについては、段階的に11年目に関税撤 廃 - その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃 (発効時に20%削減)		43.5万トン	総計:0.01万トン ベルギー:0.01万トン フランス:0.001万トン
軽種馬		340万円/頭	- 妊娠馬については、即時関税撤廃 - 競走馬については、段階的に16年目に関税撤廃。セーフガード を措置 (競走馬の取引価格が1,070万円/頭の発動基準価格よりも 10%超低い場合にその差に応じて関税を加算)	6,903頭 (2016年)	170頭 うち妊娠馬7頭 うち競走馬163頭	総計:51頭(3) 英国:39頭(3) フランス:7頭(0) ※()はうち妊娠馬頭数
天然はちみつ		25.5%	段階的に8年目に関税撤廃	0.3万トン (2015年)	3.8万トン	総計:0.2万トン ハンガリー:0.09万トン ルーマニア:0.04万トン

競走馬

- 妊娠馬は即時撤廃。競走馬は段階的に16年目に撤廃し、低価格馬の輸入に対してセーフガードを措置。
- セーフガードは、輸入取引価格が発動基準価格(※1,070万円/頭)よりも10%を超えて低い場合に、その差に応じた追加関税を加算。(※近年のEUからの輸入馬の平均価格を基に設定)

○競走馬のセーフガードの概要

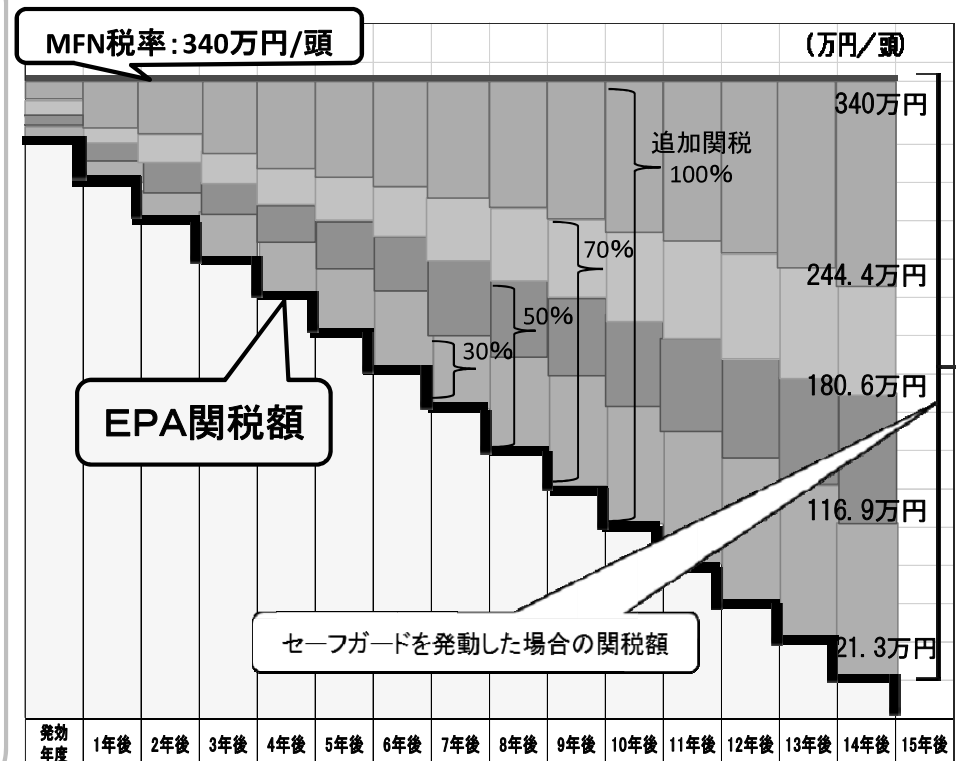
- ・ 輸入取引価格が発動基準価格よりも10%を超えて低い場合に、その差に応じた追加関税を加算。
- ・ 発動基準価格: 1,070万円/頭

輸入取引価格と 発動基準価格との差	輸入取引価格	追加関税
75%超	267.5万円未満	MFN税率と EPA税率の差の100%
60%超～75%以下	267.5万円以上～ 428万円未満	MFN税率と EPA税率の差の70%
40%超～60%以下	428万円以上～ 642万円未満	MFN税率と EPA税率の差の50%
10%超～40%以下	642万円以上～ 963万円未満	MFN税率と EPA税率の差の30%
10%以下	963万円以上	なし

注: MFN税率＝最恵国税率(現行340万円/頭)

EPA税率＝関税撤廃期間中の税率(16年で均等に下げられる
当該年度の税率)

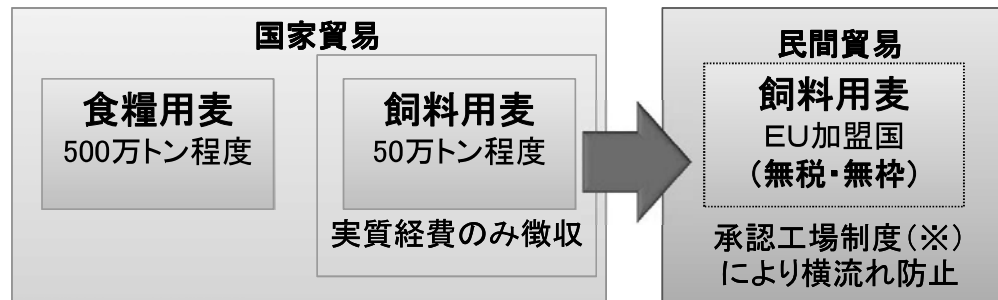
○セーフガード発動時の課税イメージ(EPA関税+追加関税)



飼料分野

- 飼料用麦について、食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行。
- 飼料用ビタミン調製品等で即時撤廃。

○飼料用麦の民間貿易化イメージ(小麦の場合)



【影響等】

- 麦の国内生産及び飼料用麦の需給に影響しない(飼料用麦は国内生産がない)
- 飼料用麦は現行でも国家貿易制度(SBS)の下で政府管理経費相当のマークアップ(実質経費)のみ徴収(実質的に無税)
- 飼料用麦の実需者団体は従来より民間貿易化を要望(日豪EPA、TPPにおける飼料用麦と同様の措置)

○その他の主な飼料原料

品目	現状の制度	合意内容
飼料用脱脂粉乳	関税割当制度(枠内は無税:承認工場制度(*)により横流れ防止)	枠外は段階的に6年目に95%削減
飼料用ホエイ	関税割当制度(枠内は無税:承認工場制度(*)により横流れ防止)	枠外は即時撤廃(着色により横流れ防止)
飼料用とうもろこし、飼料用グレーンソルガム	無税(承認工場制度(*)により横流れ防止)	同左
単体飼料用丸粒とうもろこし	関税割当制度(枠内は無税:流通監視により横流れ防止)	同左
大豆油かす、菜種油かす、ふすま、ぬかその他のかす	無税	同左
飼料用ビタミン調製品、その他の飼料用添加物	3%	即時撤廃

※ 税関の監督の下で飼料の原料として使用すること

豆類、こんにゃく、茶

品 目	現在の関税率		合意内容	国内生産量 (2016年)	輸入量 (2012～2014年平均)	うちEU
小豆	枠内: 10% 枠外: 354円/kg		・枠内について即時撤廃 ・枠外について現行維持	3.0万トン	2.6万トン	総 計 : 2トン ハンガリー: 2トン
いんげん	枠内: 10% 枠外: 354円/kg		・枠内について即時撤廃 ・枠外について現行維持	0.6万トン	3.4万トン	総 計 : 23トン 英 国 : 17トン イタリア: 6トン
落花生	枠内: 10% 枠外: 617円/kg		・枠内について即時撤廃 ・枠外について段階的に8～11年目に撤廃	1.6万トン	2.7万トン	総計: 0トン
こんにゃくいも	こんにゃくいも	枠内: 40% 枠外: 2796円/kg	・枠内について現行維持 ・枠外について段階的に6年目までに15%削減	0.51万トン※ (精粉ベース)	0.05万トン※ (精粉ベース)	総 計 : ー
	製品	21.3%	・段階的に6年目までに15%削減	19.6万トン※ (推計)	2.4万トン※	総 計 : ー
茶	17%		・段階的に6年目に撤廃	8.0万トン	0.5万トン	総 計 : 0.8トン フランス: 0.5トン 英 国 : 0.2トン

※こんにゃくいも(製品を含む。)の国内生産量は2015こんにゃく年度(11月1日～翌年10月31日)、輸入量については、2012～2014こんにゃく年度で算出。

主な園芸関連品目

品 目	現在の関税率		合意内容	国内生産量 (2013～2015年平均)	輸入量 (2012～14年平均)	うちEU
トマト加工品	トマトピューレー・ペースト	枠内:無税 枠外:16%	・段階的に6年目に撤廃	31万トン (2015年度)	26万トン	総計:15万トン イタリア:10.3万トン ポルトガル:2.9万トン その他:1.8万トン
	トマトケチャップ、トマトソース、 トマトジュース等	17%～29.8%	・段階的に6～11年目に撤廃			
	調製したトマト	9%～13.4%	・即時撤廃または段階的に6年目に撤廃			
オレンジ (生果)	6月～11月 16% 12月～5月 32%		・4月～11月 段階的に6年目に撤廃 ・12月～3月 初年度25.6%(▲20%)とし、 3年間据え置き、以降段階的に削減し、8 年目に撤廃(削減期間中はセーフガード を措置)	85万トン (うんしゅうみかん の生産量)	10.9万トン	総計:0.001万トン イタリア:0.001万トン
オレンジ (果汁)	「21.3%」～ 「29.8%又は23円/kgのうちの高い方」		・段階的に6～11年目に撤廃	0.6万トン (うんしゅうみかん 果汁の生産量)	8.5万トン	総 計 :0.5万トン イタリア:0.2万トン スペイン:0.2万トン その他:0.1万トン
りんご (生果)	17%		・初年度12.7%(▲25%)とし、以降段階的 に11年目に撤廃	79万トン	0.2万トン	-
りんご (果汁)	「19.1%」～ 「34%又は23円/kgのうちの高い方」		・段階的に8～11年目に撤廃	1.5万トン	8.8万トン	総計:0.7万トン オーストリア:0.6万トン スペイン:0.06万トン
ぶどう	3月～10月 17% 11月～2月 7.8%		・即時撤廃	18.7万トン	2.1万トン	-

果実・野菜分野

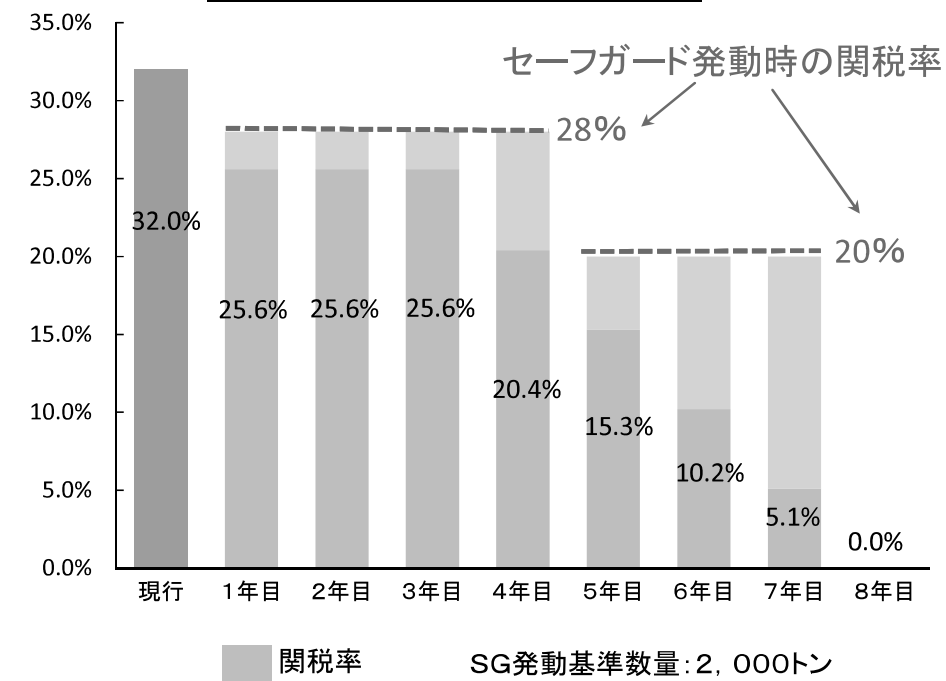
- トマトピューレ・ペースト ◆ トマトケチャップ・ソース製造用は、現行16%の枠外税率を毎年同じ割合で削減し、6年目に撤廃（枠内は現行無税）。
◆ ジュース用などその他用は、現行16%の関税を毎年同じ割合で削減し、6年目に撤廃。
- 生鮮オレンジ ◆ 12月～翌年3月は、国産うんしゅうみかんの出荷最盛期であることから、現行32%の関税を段階的に削減し、8年目に撤廃。なお、過去にスペインから約2千トンの輸入実績があることを踏まえ、EU域内からの輸入急増に備えセーフガードを措置。
◆ 4月～11月は、現行関税（16～32%）を毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃。

トマトピューレ・ペーストの関税率

用 途	関 税 率
・ トマトケチャップ ・ ソース製造用	枠内：無税 枠外：16% ↓ 枠外を6年目に撤廃
・ ジュース用など その他用	16% ↓ 6年目に撤廃

関税率

生鮮オレンジの関税率（12～3月）

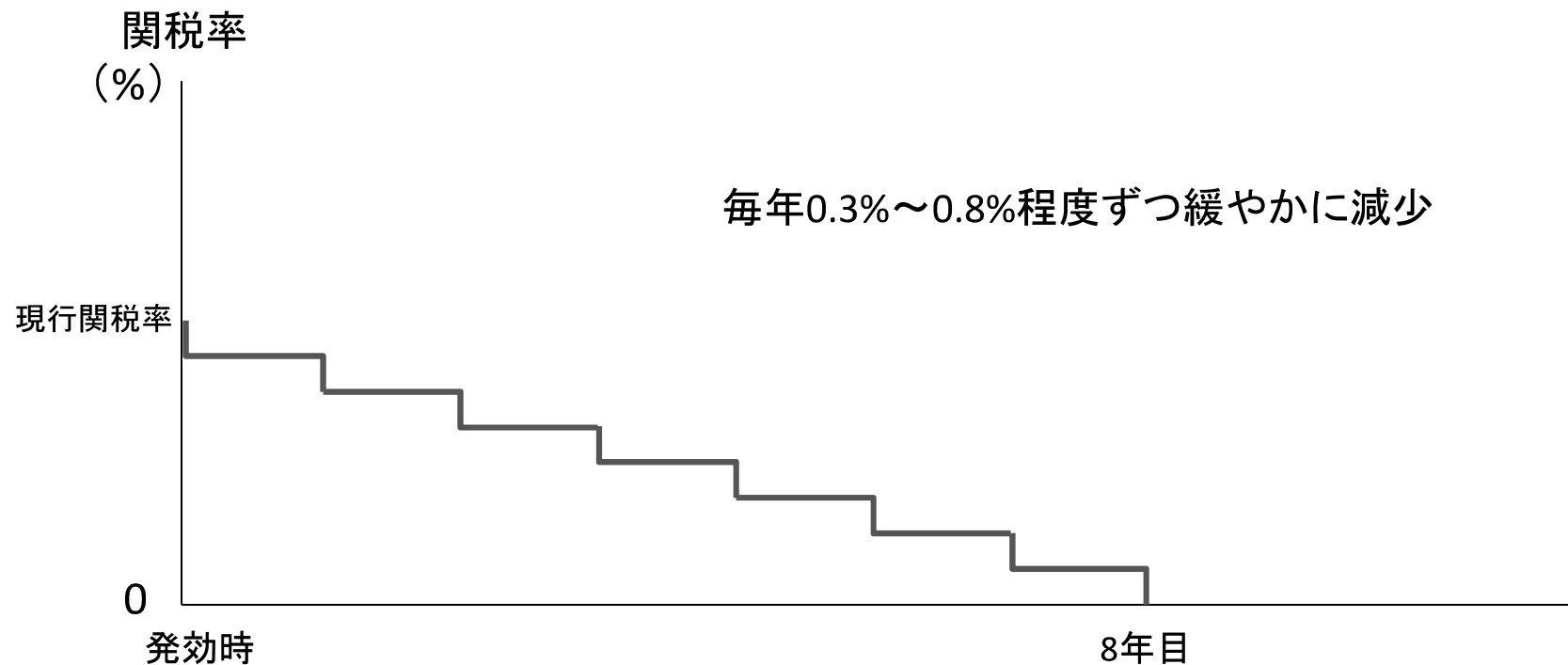


主な加工食品

品 目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (2012～2014年平均)	輸入量 (2012～2014年平均)	うちEU
チョコレート菓子 (再掲)	10%	・段階的に11年目に撤廃	220千トン	29千トン	総計:10千トン ベルギー:3千トン フランス:3千トン
砂糖菓子 (キャンデー)	25%	・段階的に11年目に撤廃	168千トン	12千トン	総計:6千トン オランダ:2千トン ドイツ:2千トン
ビスケット (再掲)	スイートビスケット 20.4% ビスケット(加糖) 15% ビスケット(無糖) 13%	スイートビスケット ・段階的に11年目に撤廃 ビスケット(加糖)及びビスケット(無糖) ・段階的に6年目に撤廃	240千トン	19千トン	総計:6千トン ベルギー:1千トン デンマーク:1千トン
マカロニ・スパゲティ (再掲)	30円/kg	・段階的に11年目に撤廃	164千トン	136千トン	総計:83千トン イタリア:80千トン ギリシア:3千トン
植物油脂	大豆油 10.9円/kg、13.2円/kg	大豆油 ・段階的に6年目に撤廃	大豆油 383千トン	24千トン	総計:11トン オランダ:6トン イタリア:5トン
	菜種油 10.9円/kg、13.2円/kg	菜種油 ・段階的に6年目に撤廃	菜種油 1,061千トン	19千トン	総計:30トン スペイン:28トン ドイツ:1トン
	こめ油 8.5円/kg、10.4円/kg	こめ油 ・段階的に11年目に撤廃	こめ油 64千トン	20千トン	総計:5トン イタリア:5トン

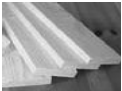
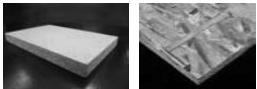
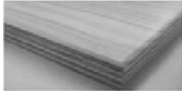
林産物

- 構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目について、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保（7年の段階的削減を経て8年目に撤廃）。



主な現行関税率：5%~6%（パーティクルボード、OSB）、4.8%（SPF製材）、3.9%（構造用集成材）

主な林産物10品目について

品 目	イメージ	主な用途	関税率	EUからの輸入額 (億円) 2012-14 平均
S P F 製材		住宅資材（集成材原料ラミナ）	4.8	880
構造用集成材		住宅用構造材（柱、梁等）、大規模建築物への利用も可能	3.9	309
パーティクルボード・ O S B		家具用（組立家具、キャビネット等）、建築用（屋根、床や壁などの下地材等）	5.0～6.0	86
加工木材		床材、壁面など	3.6～5.0	27
くい及びはり		建築物の柱及び梁	3.9	18
その他建築用木工品 (C L Tを含む)		柱、梁、桁など、構造物の耐力部材	3.9	17
たる・おけ		樽など	2.2	11
造作用集成材		階段、壁面、カウンター、床材など	6.0	9
針葉樹合板		パーティクルボード、O S Bと同じ	6.0	4
広葉樹合板		パーティクルボード、O S Bと同じ	6.0	3
計			2.2～6.0	1,362

水産物

○海藻類(のり、こんぶ等)は、関税撤廃等からの「除外」を確保。
○あじ、さば等は、長期の撤廃期間を確保(16年目に撤廃等)。

◆関税撤廃等の対象から除外

干しのり : 1.5円/1枚又は40%
こんぶ、無糖味付けのり、
のり・こんぶ調製品、わかめ、ひじき : 10.5%~28%

◆16年目撤廃

あじ、さば等
7~10% → 無税(16年目)

◆11年目撤廃

するめいか、あじフィレ(生鮮、冷蔵)、さばフィレ(生鮮、冷蔵)等
5.0%~10% → 無税(11年目)

◆9年目撤廃

まいわし(冷凍)、あかいか(冷凍)、やりいか(冷凍)等
3.5%~10% → 無税(9年目)

◆6年目撤廃

くろまぐろフィレ(冷凍)、いわしフィレ(冷凍)等
3.5%~10% → 無税(6年目)

◆4年目撤廃

かつお等
3.5%~7% → 無税(4年目)

◆即時撤廃

きはだまぐろ、めばちまぐろ(冷凍)、
大西洋さけ、ます(冷凍)、まだら(冷凍)、
ひらめ・かれい等
3.5%~6% → 無税(発効時)

主な水産品の合意内容

品目	現行関税率	関税率削減・関税撤廃期間	主要製品形態
のり	1.5円/枚、40%	除外	干し
こんぶ	15%	除外	干し
のり調製品	25～28%	除外	加工品
こんぶ調製品	25%	除外	加工品
わかめ	10.5%	除外	干し・生鮮・冷凍
ひじき	10.5%	除外	干し
あじ	10%	段階的に16年目に撤廃	生鮮・冷凍
さば	生鮮10% 冷凍7%	段階的に16年目に撤廃	生鮮・冷凍
さんま	10%	生鮮：段階的に16年目に撤廃 冷凍：段階的に11年目に撤廃	生鮮・冷凍
ぶり	10%	活魚：段階的に16年目に撤廃 冷凍：段階的に11年目に撤廃	活魚・冷凍
するめいか	5%	段階的に11年目に撤廃	生鮮・冷凍
あかいか、やりいか	生鮮5% 冷凍3.5%	生鮮：段階的に11年目に撤廃 冷凍：段階的に9年目に撤廃	生鮮・冷凍
まいわし	10%	生鮮：段階的に11年目に撤廃 冷凍：段階的に9年目に撤廃	生鮮・冷凍
かたくちいわし	10%	生鮮：段階的に16年目に撤廃 冷凍：段階的に11年目に撤廃	生鮮・冷凍
ほたてがい	10%	段階的に11年目に撤廃	生鮮・冷凍
太平洋くろまぐろ	3.5%	段階的に11年目に撤廃	生鮮・冷凍
大西洋くろまぐろ	3.5%	生鮮：段階的に6年目に撤廃 冷凍：即時撤廃	生鮮・冷凍
みなみまぐろ	3.5%	段階的に11年目に撤廃	生鮮・冷凍
めばちまぐろ	3.5%	生鮮：段階的に11年目に撤廃 冷凍：即時撤廃	生鮮・冷凍

品目	現行関税率	関税率削減・関税撤廃期間	主要製品形態
きはだまぐろ	3.5%	即時撤廃	生鮮・冷凍
びんながまぐろ	3.5%	生鮮:段階的に11年目に撤廃 冷凍:段階的に9年目に撤廃	生鮮・冷凍
かつお	3.5%	生鮮:即時撤廃 冷凍:段階的に4年目に撤廃	生鮮・冷凍
ぎんざけ	3.5%	段階的に11年目に撤廃	生鮮・冷凍
大西洋さけ	3.5%	即時撤廃	生鮮・冷凍
ます	3.5%	生鮮:段階的に11年目に撤廃 冷凍:即時撤廃	生鮮・冷凍
べにざけ	3.5%	生鮮:段階的に9年目に撤廃 冷凍:即時撤廃	生鮮・冷凍
太平洋さけ(しろざけ、ますのすけ等)	3.5%	段階的に9年目に撤廃	生鮮・冷凍
まだら	生鮮:10% 冷凍:6%	生鮮:段階的に11年目に撤廃 冷凍:即時撤廃	生鮮・冷凍
すけとうだら	6%	段階的に9年目に撤廃	冷凍
すけとうだらのすり身	4.2%	即時撤廃	冷凍
たら類の卵	4.2%	即時撤廃	冷凍
にしん	6%	即時撤廃	冷凍
にしんの卵	冷凍:4% 塩蔵:8.4%	即時撤廃	冷凍・塩蔵
ひらめ・かれい	3.5%	即時撤廃	生鮮・冷凍
かに(ずわいがに・たらばがに等)	4%	即時撤廃	生鮮・冷凍
えび	1～2%	即時撤廃	生鮮・冷凍
えび調製品	4.8～5.3%	即時撤廃	加工品
まぐろ缶詰	9.6%	即時撤廃	加工品
うなぎ調製品(蒲焼)	9.6%	即時撤廃	加工品